

別紙 1

自動車エコ事業所の認定基準

認定基準は、次表に掲げる各取組のうち、必須項目を1取組以上実施した上で、戦略推進点の合計が4点以上となることを条件とする。

	取組	戦略推進点	
必須項目（必ず1取組以上実施することを認定基準とする。）	エコカー導入	エコカー割合 80%以上または EV・PHV・FCV 割合 15%以上	1
		エコカー割合 90%以上または EV・PHV・FCV 割合 20%以上	2
		エコカー割合 100%または EV・PHV・FCV 割合 25%以上	3
	公共交通機関の利用促進等	主たる通勤方法が公共交通機関（送迎用バスを含む。）、自転車又は徒歩である従業員割合 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から 1km 以内の事業所 概ね 10 割 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から 2km 以内の事業所 7 割以上 ・主要な公共交通機関の駅（停留所）から 2km 超の事業所 5 割以上	1
	エコドライブシステム導入	アイドリング・ストップ装置など、エコドライブを推進する装置付きの自動車の割合 5 割以上	1
	グリーン配送制度導入	導入及び実施	1
	パーク・アンド・ライド用、EV・PHV 対応型駐車場の提供	1～5 台	1
		6～10 台	2
		11 台以上	3
	サイクル・アンド・ライド用、レンタサイクル用駐輪場の提供	1～10 台	1
		11～20 台	2
		21 台以上	3
	一般開放された EV・PHV 用充電設備の設置	1 基	1
		2 基	2
		3 基以上	3
	従業員向け EV・PHV 用充電設備の設置	1～9 基	1
		10～29 基	2
		30 基以上	3
EV・PHV タクシー、EV・PHV カーシェアリングの導入	1 台	1	
	2 台	2	
	3 台以上	3	

	CNG（天然ガス）自動車やFCV（燃料電池自動車）等用の充填設備の設置	1基	1
		2基	2
		3基以上	3
	非常用電源設備としての充給電設備の設置	1基	1
		2基	2
		3基以上	3
	燃料電池自動車や燃料電池バス、燃料電池フォークリフトの導入	1台	1
		2台	2
		3台以上	3
任意項目	再生可能エネルギーの活用	太陽光発電設備の導入	1
		EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入	1
		ソーラーカーポートなど、再生可能エネルギーの活用に資する取組	1
	非常用電源設備としての蓄電池（再生品を含む。）の設置	1基	1
		2基	2
		3基以上	3
上記以外の取組 （物流事業所の共同輸配送への取組など）	自動車環境の改善に大きく貢献している状況について、個別審査し評価する。	1～3	

備考1 エコカーとは、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車及び平成17年排出ガス基準75%低減（☆☆☆）かつ平成22年度燃費基準+25%達成車又は平成27年度燃費基準達成車（登録車）のことをいう。

2 グリーン配送とは、購入した物品をエコカー等環境への負荷の少ない自動車を使用して納入させることをいう。

3 駐車場・駐輪場の提供の場合は、原則として無償提供している事業所を対象とする。